

原子力委員会の在り方見直しのための有識者会議

第3回議事録

原子力委員会の在り方見直しのための有識者会議（第3回） 議事次第

日 時 平成25年 8月20日（火） 9:59～11:57

場 所 中央合同庁舎第4号館4階共用第4特別会議室

議 題

1. 外務省からヒアリング
2. 経済産業省からヒアリング
3. 文部科学省からヒアリング

○森田座長 おはようございます。おそろいになりましたようですので、本日の会議を開催させていただきます。

本日も御多忙の中、御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから、第3回「原子力委員会の在り方見直しのための有識者会議」を開催いたします。

本日は、山本大臣に御出席いただいておりますので、まずは大臣から一言御挨拶をお願いいたします。

○山本大臣 おはようございます。本日もお忙しい中、第3回目の有識者会議ということでお集まりいただきまして、ありがとうございます。

前は、原子力委員会の近藤委員長、内閣府、規制委員会からいろいろとヒアリングをいたしまして皆さんの御意見をいただきましたが、きょうも引き続いて外務省、文科省、内閣府の事務方の原子力委員会の事務に関連する各省の方々をお呼びして、今の業務の状況、課題についてのヒアリングを行い、原子力委員会の必要な機能についてのお話し合いをさせていただければと思いますし、これを抜本的な見直しにつなげていきたいと思えます。

今回は最後まで出席させていただきまして、今後の検討の参考にさせていただきたいと思えます。かなり集中的にやっておりますので日程には御負担をおかけしますけれども、きょうも御協力をよろしくをお願いいたします。

以上です。

○森田座長 どうもありがとうございました。

まず事務局から資料の確認をさせていただきます。お願いいたします。

○石井参事官 それでは、資料の確認をさせていただきます。

議事次第の配付資料に沿って御確認させていただきます。

資料1、A4の横の「世界における原子力発電の位置づけ」、経済産業省の資料でございます。

資料2、A4の縦紙「委員会としてできなかったことは何かとのご質問に関して」、原子力委員会近藤委員長の資料でございます。

資料3「外務省と原子力委員会の関係及び今後の在り方」でございます。

資料4、A4の横「原子力委員会の見直しについて」、経済産業省資料でございます。

資料5「第3回原子力委員会の在り方見直しのための有識者会議ヒアリング資料」、文部科学省資料でございます。

以上でございます。よろしゅうございますか。

1点、会議室が前回と異なっておりますのでマイクの確認でございますが、御発言の際、目の前にありますディスプレイ上、マイクオンを押しまして左手にありますマイクが点灯いたしますのでこれで御発言いただき、御発言が終わりましたらマイクオフをお願いいたします。

以上でございます。

○森田座長 ありがとうございます。

本日は、小幡委員、橘川委員、山地委員は御欠席との連絡を受けております。

なお、本日の会議も公開で行います。

大臣もお触れになりましたけれども、本日は、内閣府、外務省、文部科学省、経済産業省、原子力規制庁に出席いただいております。関係府省は、基本的には委員の方の御質問にお答えしていただくために出席していただいておりますので、よろしく願いいたします。

本日は、3件のヒアリングを予定しております。

まず外務省から、続きまして経済産業省から、そして最後に文部科学省からヒアリングを行います。

本来の議題に入ります前に、それに先立ちまして、第1回会議で御指摘がございました原子力めぐり国際情勢ということで資料を用意しておりますので、これにつきましては、最初に経済産業省から御説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○畠山原子力政策課長 経済産業省の原子力政策課長、畠山でございます。よろしく願いいたします。

それでは、資料1に基づきまして、時間も短時間ですので、かいつまんで御説明させていただきます。

1ページ、最初は「1. 世界の原子力平和利用の動向」ということで、2ページ、これはIEAにおける事故以降の原子力についての議論でございまして、見通しでは2035年までに2010年比で50%増するだろうと言われておりまして、100万kW級の原子力発電所に換算しますと394基から580基程度に増加をするという見通しをIEAは立てております。

事故を踏まえて、脱原発の動きが活発化した場合に、例えば先進国で新設がなく途上国で新設が半減するという場合には、エネルギー価格の上昇ですとか、エネルギー安全保障に対する懸念がふえるとか、気候変動の対策が難しくなる、こういったことを指摘しておりまして、国内エネルギー資源が乏しい国々に警鐘を鳴らしているという状況にございます。

ちなみに、日本に対しては、脱原発をすると大きな経済的負担、あるいはエネルギー安全保障面で懸念がある、排出量の増加をもたらす、こんな分析をしているところでございます。

3ページ、各国のエネルギー戦略でございまして。供給安定性・環境適合性・経済効率性を考慮して、戦略的にエネルギー政策を展開している。これは各国とも基本的には同じことではございますが、少しヨーロッパの国と日本も比べられることが多いのですが、気をつけておかなければいけないのは、ヨーロッパは電力ですとかガス管の網がつながっておりますので、電源供給の構成などを見る場合には、ヨーロッパ全体と比較する必要があるかなと思っております。

ちなみに、エネルギー自給率の低い国とか地域、供給リスクの高い国は東欧諸国ですが、あるいはエネルギー需要の急増が見込まれる国、中国、インドは、原子力を今後どんどんやっ払いこうと計画がされているようでございます。

4 ページ、アメリカはどうかというと、今、世界で最大104基あるわけですけれども、1979年のスリーマイル以降、30年以上新設は進まないという状況にございました。2000年代に入りまして、原発の重要性が再認識されまして、原子力カルネッサンスということで、エネルギー政策法で例えば融資、債務保証の制度だとか、工事の遅延リスクを補償する制度ですとか、プライス・アンダーソン法、これは原賠法だと思っていただければいいと思えますけれども、その金額の引き上げだとかそんなことが行われて、新規建設が進むような事業環境整備がされているということで、今、足元ではシェールガス、シェールオイルの出現で、言ってみれば冷や水が浴びせられたような格好になっていますけれども、原子力のプロジェクトも動き始めているという状況にございます。

5 ページ、ヨーロッパについては、福島第一の事故で、もちろん原子力発電から撤退を表明している国もございます。それはピンク色で示した国でございまして、ドイツ、スイス、イタリア、このあたりが撤退を表明しております。一方で、そういう状況の中でも原子力の新規導入を指向する国もございまして、リトアニアですとかポーランドですとかトルコですとかといった国があるのと、青色で示した国は継続、引き続きやっ払いこうと考えているということでございます。

6 ページ、ドイツは、安全面は原子炉安全委員会というところで評価をし、原子力の持つ社会的側面を倫理委員会、これは社会学者ですとか経済学者を集めた諮問機関ですが、そこで前者は安全面では一定の耐久性があると評価されたわけですけれども、むしろ社会的側面ということで原子力発電の利用を終わらせるべきだという結論になりまして、2022年までの段階的な全廃を閣議決定しております。ちなみに、EUにおける議論では、可能な限り全てのエネルギーを客観的に検証しなければならないということ、これは科学者、社会学者を入れた議論が行われましたけれども、場所により適切な解が異なっていて、時間とともに変化する可能性があるという点を留意しなければいけないみたいなことが議論されているというところでございます。

ちなみに中国は7 ページ、相当計画中の案件、建設中の案件が多くて、端的に言えば建設中28基、計画中28基、29基という説もありまして29基計画がされているということで、隣の国では相当原発の建設が進んでいるという状況にあることを頭に置いておく必要がある。

我が国の位置づけということで8 ページ以降、9 ページ、よく言われる話ですけれども、非核兵器国において唯一フルセットで再処理と濃縮をする権利を有している国になってございます。

10 ページ、その経緯みたいなことが縷々書いてあります。全ては説明いたしません、1974年以降、特にインドの核実験を契機として核不拡散の流れがすごく強くなりましたけ

れども、その中で日本はアメリカとずっと交渉しまして、1988年に日米原子力協定を30年間の期限で締結しまして、そこで再処理についての包括同意を取りつけた。したがって、六ヶ所で再処理をやる限りにおいては、別に個別に同意をとる必要はないということになってございます。以降、日本は基本的には不拡散の優等生という扱いを受けておりまして、アメリカからもたびたびそういう言及がある状況になってございます。

11ページは、それをもう少し細かく、特に日米原子力協定について書いたものでございまして、ポイントは2018年、5年後、日米原子力協定が期限を迎えるということございまして、その改定交渉をアメリカとしなければいけないという中で、再処理を本当に引き続き包括同意をとれるかどうかというのは、きちっとプルトニウムを抽出して燃やす先があるのかどうかの蓋然性の問題なので、サイクル政策、プルスーマルはもちろんですし、高速炉を含めてきちっとやっていくということを示させるかどうか、こういうところが一つのポイントになってくるのではないかと思います。

12ページ、我が国のプルトニウムの利用の方針です。今、我が国は分離プルトニウムを全体として30トンほど持っておりまして、海外に23トン強、国内に6トン強、保管しております。電気事業者は26トン持っていますけれども、海外分が多いので、国内には3トン弱持っている状況でございます。

13ページ、プルトニウム利用計画であります。要は、それぞれの電力会社がどれぐらい国内に持っていて、どれぐらい年間に消費する目安を持っているのかということございまして、もちろん、これはプルスーマルで燃やすという計画になっているわけですがけれども、それぞれの原発、プルスーマルをやるのがもう既に地元との関係で合意がとれているものもございましてけれども、基本的には22年9月の段階で27年度以降、燃やしますというようなことにしているものが多かったところでございまして、全体ではフルMOXの大間原子力発電所も入れまして、年間5.5～6.5トンのプルトニウムを燃やすという計画を立てていたというところでございます。

14ページは飛ばしていただきまして、15ページは使用済燃料の対策がどうなっているかでございます。扱いは、いずれにせよ原子力利用国共通の大課題でございまして、各国とも必ずしも結論が出ていないところが多いわけでございますけれども、大きく分けて再処理を進める国、これはイギリス、フランス、ロシア、中国、日本と、直接処分を基本とする国、アメリカ、フィンランド、カナダ、スウェーデン。アメリカは再処理から転換したわけです。そういった国があるという状況でございまして、フィンランド、スウェーデンは、どうも直接処分の処分場所を決めたようでございますけれども、その他の国ではまだなかなか決まらないという状況になってございます。

これも参考ですが16ページ、高速炉開発ということで、ロシアは実験炉が動いておりますし、中国も実験炉が動いている状況でございます。インドは今年原型炉を運転開始予定ですがけれども、来年に少し延ばすということをやっております。日本は常陽が動いておりましたけれども、2007年にトラブルで停止して以降は止まっている状況でございます。

アメリカは、運転経験はあるのですけれども、むしろ1970年代に増殖炉計画、実際つくるといっては諦めて研究開発を進めていこうではないかと、技術はきちっと持っていこうという転換をしているところでございます。

少し廃炉の話で17ページ、東京電力福島第一原子力発電所事故の経験と教訓を世界に共有しなければいけないというのは我が国の責務でもございまして、昨年12月に福島県郡山市で原子力安全に関する福島閣僚会議ということで117カ国から参加いただいてIAEAと共催で会議しています。そこでも東京電力福島第一原子力発電所事故の客観的な情報、事故の教訓、こういうものを継続的に共有し、周知するということが原子力の透明性のさらなる向上に資するものだとということで、その重要性が強調されております。

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉のプロセスにもIAEAに御参加いただいているというところがございます、廃炉ミッションがことしの4月にも参りましたし、今年の秋にも来るということになっております。

一方で、18ページ以降、我が国の原子力技術について、東京電力福島第一原子力発電所事故以降も期待が表明されているところを少し御紹介したいと思います。

19ページ、各国、ベトナム、トルコ、ブラジル、リトアニア、この辺は日本の高い技術に信頼を寄せていることをおっしゃっていただいておりますし、ベトナムなどは、事故を教訓としてさらに技術を発展させるのではないかとというようなことで期待を表明されておりますし、ブラジルも同趣旨のことで、むしろ事故を起こした国だからこそ安全性の技術に期待したいのだとおっしゃっているということでございます。

20ページ、アーミテージ・ナイの第3次レポートが昨年8月に出されまして、日本も原子力について遅れをとっている余裕はないということですか、日本とアメリカは政治的・商業的利益を原子力について共有しているとか、原子力発電の安全かつ正しい発展と活用は、日本の包括的な安全保障の絶対的不可欠な要素であるということ言われている。こんな状況でございます。

我が国企業が関心を有している海外のプロジェクトが21ページに並んでおりまして、相当件数もございまして、もちろん全てとれるかどうかはわかりませんが、状況次第ですが、我が国の事情としては、当然出していくときには耐震性、安全性で相当優れたものを出していく必要があるということでございますので、必ずしも他国と比べて物すごく有利な状況にあるかという、必ずしもそうではないということですし、我々も別に野放図に売り込むというよりは、むしろ安全技術を世界に共有するという意味で技術を提供していきたいと考えておりますので、そういった中で一つ一つのプロジェクトを考えていきたいと考えております。

22ページ、世界の主要原子力プラントメーカー、いろんな変遷を経まして、現在では日仏連合、AREVA、三菱です。東芝、ウェスティングハウス、日立、GEが日本の関係するところがございます、あとは韓国の斗山、中国、ロシア、こんなようなメーカーになっていまして、決して数も多くないので、そういう中で、言ってみれば各地域での新規原発の需

要を満たしている格好になっているところでございます。

駆け足でございますけれども、世界の置かれている状況、日本に期待される役割を含めて、簡単ではございますが紹介させていただきました。

私からは以上でございます。

○森田座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御報告につきまして、御質問等ございましたら、どうぞ御発言をお願いいたします。

吉岡委員、どうぞ。

○吉岡委員 ありがとうございます。幾つかの質問があります。余りたくさんやると時間がなくなるので、簡単にかいつまんでお話しします。

4 ページ目、シェール革命により足元の計画は停滞中とあるのですけれども、これは誰の判断ですか。シェール革命は一つの要因だけでも、ほかにも金融機関がお金を出したがないとか、コスト見積もりがどんどん上がっているとか、そういうようなことがあるのですけれども、「シェール革命により」と書かれるとこれしかないのではないかと思われるので、「等」とかを使えばよくなるような気がするのです。

2 番目、6 ページ目、これは大したことはないのですけれども、ドイツで全廃を閣議決定とありますが、閣議決定は政府しか拘束しないと思っております、法律とは全然次元の違うものだと思っておりますのですけれども、ドイツは法制化しているわけです。法制化したならばたと書くべきではないだろうかと思えます。

7 ページ、中国の「第三世代」の安全基準に合致したという「第三世代」は中央政府の方針ですけれども、アメリカのNRCの3プラスの世代に相当する。中国とアメリカでは基準が違って、ABWRとかAPWRというのは中国の第三世代未満だと認識しているわけですが、うちには中国の留学生がいっぱい来ていて、中国の文献でそんなことを調べているわけですが、そうすると、横にある青とか黄色とか赤とか、これは全部第三世代になるのでしょうか。恐らく違うとおもうのだけれども、その辺の確認を願います。

一番問題だと思っているのは9 ページ目、結局、原発をどういうようにやっているかという基準で、真ん中の大きい柱が立っていると思うのですが、扱いが曖昧なのは、インド、パキスタンをなぜ横に出すのかが気になるところです。イスラエルは原発をやっているのかどうかというのも気になる場所ですし、2006年の資料に基づいてというのも非常に意味深長で、朝鮮民主主義人民共和国のステータスをどうするのかというところも、この絵は非常に改善の余地があるように思います。

私ばかり時間をとるとまずいのですけれども、フランスの状況で16 ページ、2020年に運転開始を目標、ASTRIDは現在どうなっているのでしょうか。2020というと、もうつくっていなければいけないところですが、ほかのものも含めて数字は非常にノミナルな性格な、年次というのは名目的な性格が強いと思うのですけれども、その辺はどうでしょう。

以上です。

○森田座長 ありがとうございます。

これは前回の御質問に対する回答という形で御説明いただきましたので、ほかに何か関連して御質問があれば伺って、あわせて答えていただきます。

寺島委員、どうぞ。

○寺島委員 質問というよりも情報の共有化のために発言しておきたいのですが、私、来週の月曜日にドバイで行われる湾岸産油国との対話を狙って、日本から300人の経済人が行くことになっていきますけれども、例の日本と中東との協力会議というもので今資料を準備している中で、きのう、アメリカの原子力の専門家から、4ページの原子力平和利用の現状について、一番アップトゥーデートのレポートが来ているのです。おおむね言っておられるとおりですけれども、最新の状況がどうなっているということだけ情報を共有化しておきたいので発言しておきます。

まず、ここにサマー、ボーグルと書いて、昨年、34年ぶりにスリーマイル以来承認した新設の案件4件が今どうなっているのだということです。ジョージア州のボーグル原発、3号機、4号機ともに、2016年の運転開始を目指して本年3月に建設着工済みでオンザトラックで動いているというのが一つです。

サウスカロライナ州のサマー原発ですけれども、2号機、2017年運転開始予定、3号機、2018年運転開始予定、建設着工済みですが、機械機器のおくれで運転開始が1年おくれる見込みだというのが直近の4基の状況。

2つ目、大変重要だと思っているのは、フランスのEDFが米国のエクセロンと組んで合弁事業で東部の原発5基を運営していたのですが、フランスが米国から先月全面撤退した。株式を全部エクセロンに売却して、要するに全面撤退した。判断は、先ほど議論がありましたけれども、やはり低廉な北米の天然ガス、シェールガス等とのコスト競争力を考えたという説明をしているようですけれども、その動きがある。

去年からことしにかけて104基のうちの5基の原発の廃炉が決定した。ですから、アメリカは進めるべきものは進めているけれども、老朽化していますから、廃炉にするものは廃炉にしていっている。未承認の新設計画案件のうちでも、フロリダの2基とテキサスの2基、4基が申請を撤回、凍結した。アメリカは電源供給の19%を原子力でやり、稼働率90%で運営して維持しているわけですが、我々がよく理解しておかなければいけないのは、アメリカの意図は何だというと、原子力というのは、原爆としての軍事利用と平和利用としての原子力発電とが裏表と申しますか、一体になっているというところで、世界の原子力におけるアメリカのガバナンス、指導力を失わないためにも、この分野において単なるコスト競争力だけではなくて、指導力維持のためにもアメリカはこだわり続けるという姿勢を明確にしているという認識が我々にとって必要だろうと思います。

IAEAのレポートで2035年には、2010年に比べて原子力は50%、世界でふえる、しかも途上国でふえる。今、394基が580基になっているだろうと。核の拡散だとか環境CO2だとか、化石燃料の価格高騰などということになるとまずいというのがIAEAの判断です。このあた

りのところを世界の原子力というときに冷静、的確に認識しておくのが議論の前提かなと思っていると補足的に発言しておきます。

○森田座長 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

それでは、先ほど吉岡先生からも御質問が出ましたけれども、簡単にコメントをお願いします。

○島山原子力政策課長 4ページで「シェール革命等」と書くべきだというのはおっしゃるとおりなので、「等」としておきたいと思います。

法制化についても、それは事実即して書き込ませていただきます。

7ページで中国の状況、必ずしも詳細にはわかっているわけではありませんけれども、少なくとも計画中のものについては、これから審査するものも当然ありますので、そういう意味では、これが全て満たしているかどうかについては、まだTBCなどところがあるということだと私は思っております。

9ページは、インド、パキスタンを横に出しているのは、NPTに加盟していないということを示したかったということで、図のつくり方が適切でないということであれば、少し御相談させていただきたいと思います。

16ページの目標については、おっしゃるとおり、まず日本においても2025年ごろに実用炉の経済性、信頼性の実証のために実証炉の運転開始を目標。実際、今、生き残っている目標自体はこういうことですが、そのままいくとは考えにくいものでございますので、そういうのも含めて、年数はこのとおりにいかないものがそれなりにある。フランスについても、概念設計をこの後2015年からやるということにしておりますので、2015年、なかなかそうは言っても運転開始は間に合わない状況にあらうかと思っておりますので、そういう意味では、新たな明確な目標が提示されているわけでは必ずしもなかったりするわけですが、このとおりにいかないというのは、その中にはそういうものもあるというのは事実だろうと認識しております。

○森田座長 ありがとうございます。

まだ御意見もあるかと思っておりますけれども、時間の関係もございまして、次に移りたいと思います。追加の御質問等ございましたら、事務局まで御連絡ください。

続きまして、原子力委員会の近藤委員長から、指摘事項への回答として資料の提出がありましたので、内閣府から御紹介をお願いいたします。

○板倉参事官 資料2としてお配りしてございますが、近藤原子力委員長、本日は原子力委員会定例会への出席のため、本会合には御出席されていませんが、近藤委員長のほうから、前回会合で委員会としてできなかったことは何かとの御質問に対して十分に答えられなかったということで、それをメモにしましたので、参考配付していただきたいという御要望がございましたので、今回、こちらに配付させていただいています。

本内容についての御説明は割愛させていただきますけれども、次回の会合では近藤委員

長御出席の予定ですので、その際に必要があれば御質問、御議論等をいただければと思っております。

以上でございます。

○森田座長 ありがとうございます。

ただいま御説明のありましたような事情で、近藤委員長は、本日は出席いただけませんでしたので、次回の会議に御出席いただけるということですので、そのときに説明をお願いして、本日はこういう資料が提出されたということだけの紹介にとどめさせていただきたいと思います。

それでは、本来の議題に入りたいと思います。

最初に、外務省から発表をお願いいたします。よろしく願いいたします。

○羽鳥不拡散科学原子力課長 外務省不拡散科学原子力課長をやっております羽鳥と申します。よろしく願いいたします。

私、実は前回、この前の民主党政権の時代の検討会にも出席させていただきまして、なかなか外務省と原子力委員会の関係を御説明するのは難しいということがありまして、非常に簡単にこういうことをやっていますということだけ御説明させていただいたのですが、今回再度検討されるということで、一体どういうことをインプットしたらいいのかなと考えた上での御説明をさせていただきたいと思います。

配付しました資料「外務省と原子力委員会の関係及び今後の在り方」、3枚でございます。私ども、原子力委員会、今後、どういう御検討を皆さんがされるのかなというところで考えたのは、外務省もそうですけれども、原子力委員会が担ってきた役割を踏まえて、関係省庁と役割分担をどうするのかと、原子力委員会に今後どういう機能を期待するのかを御検討されるのだらうと思いますので、それに参考となるような材料、状況を御説明したいと思っております。

紙は本文で3枚ございまして、1枚目は、基本的に外務省が政府における原子力政策を展開していく中で何をしているのかを御説明してございます。

2枚目の紙が「2 外務省と原子力委員会の主な関係」とございまして、左に原子力委員会の機能とございますが、これは前の検討の過程で原子力委員会の機能として抽出された項目が書いてございまして、右側に、外務省がこれとどう関与しているかを書かせいただきました。

3枚目、最後は「3 原子力委員会の今後の在り方」となっておりますけれども、外務省なりに外務省の立場で見て、原子力委員会にはこういう役割を果たしていただけるかもしれないなということを御説明させていただきたいと思います。

元に戻りまして、1枚目、外務省の役割でございます。

下に図がございまして、委員会の第1回の会合で内閣府が作成され、御提出された資料からいただいたものでございますが、原子力委員会を初めとし、政府の中で原子力政策についてはどういう仕組みで物事がなされているのかが下に書いてございます。原子力委員

会におきましては、原子力政策大綱との政策の基本方針をお示しいただきまして、関係省庁がそれぞれの所掌に基づいて分担して実施しているということでございます。

上に戻りまして、では、外務省はどのような役割をしているかを私どもなりに少しわかりやすくと思って御説明させていただきますが、第一には、日本の原子力政策を対外説明すること、あるいは国際的な議論の情報収集を含めて、関係国や国際機関とやりとりすることが原子力分野における外務省の役割の1番目ではないかと思っております。

どうして外務省がこういうことをやっているかという点、外務省は在京大使館とのネットワーク、東京にいる各国の大使館でございますし、外国に日本の大使館、在外公館のネットワークがございますので、そういうものを使って恒常的に対外説明あるいは情報収集を行うことができる制度的基盤があります。制度的基盤があるわけでありますから、これはやらなければいけないということであると思えます。

2つ目でございますが、原子力の分野に関連する条約を締結する、あるいは開催するというような場合の交渉、締結、それを運用していくということ。さらには、原子力分野における国際的ないろんな問題が起きたときに、これを交渉により処理するという点でございます。これはまさに外務省の所掌事務の一つでございますけれども、実態的には外務省の中に国際法の実務に通じた人材を育成し、そういう部署を設けておりますので、そういう部署によって対応していくということだと思えます。

以上が外務省の役割でございますが、そういう外務省が原子力委員会とどういう関係にあるのか、2つ目でございます。

左側が、先ほど申し上げましたように、以前の検討の過程で原子力委員会の機能として挙げられた項目がございます。

まず、第1に「基本方針の企画、審議、決定」がございまして、これに関して外務省は、我が国の原子力政策の決定されたものを対外説明していく、あるいは企画、審議、決定される過程で国際的な議論がどうであるかをインプットさせていただくということをやってまいります。

2番目の「技術評価」につきましては、外務省は関係ございませんので何も書いてございません。

3番目の「政策評価」については、外務省の取り組みがこうであるということが必要に応じてインプットさせていただくということをやってまいりました。

その次、「原子力の平和的利用の担保」という項目がございます。これは、まさにプルトニウムの利用に関する透明性の確保であるとか、国際社会と協調して核の不拡散、軍縮等を確保していくということがございますが、この機能に関しては、幾つか外務省としても関与してまいりました。

1つは、保障措置活動への関与でございます。

2番目がIAEA等の報告がございます。

3番目として、我が国の原子力政策の対外説明と国際的議論の動向のインプットという

ことで、これは原子力委員会にもインプットいたしますし、原子力委員会で果たしておられる役割を例えば外国に伝えるという役割も果たしてございますので、矢印が両方向になってございます。

次が政策調整ですが、複数の行政機関にまたがる原子力政策でございますので、これを国内的に調整されるという機能だと思います。この機能に関しまして、外務省は国際的な議論の動向等をインプットする。あるいは予算の関係経費の取りまとめがございまして、外務省の関係予算を説明させていただく。さらには国際会議の対処方針を作成するということがございます。

次に、「国民対話・対外説明」。透明性を確保していくということで重要であるわけでございますけれども、ここについては、外務省は国際的な議論の動向等、原子力委員会に出席して御報告するというのを時々やっておりますが、そういう形で関与してございます。

さらには「国際協力・国際貢献」。原子力委員会としていろいろな活動があるわけでございますけれども、この機能については、各種の会合を開催するとき、あるいは関係の委員が御出席されるときに在外公館等を通じてサポートするということがございます。

さらに、「情報収集・整理」でございますけれども、これも何度も出てくる項目ですが、国際的な議論の動向等をインプットさせていただくということで関係がございまして。

「原子力試験研究の助成」「その他（法定業務など）」につきましては、直接外務省の関与する項目はございません。

さて、このような状況の中で、では外務省なりに原子力委員会は今後どういうことに期待できるのであろうかをかなり評価が入っております。それは、大きくは最後のペーパーでございますけれども、原子力委員会につきましては専門的見地と独立の立場から取り組むということでございまして、個別の省庁の施策だけでは十分ではない機能について重要な役割を担っているのではないかと考えます。

具体的に2つ申し上げますと、一つは、私どもは非常に重要だと考えておりますが、我が国としての原子力の平和的利用の担保を確保するという上で、専門的見地及び独立の立場から取り組んで不可欠な役割を担ってきている。具体的には、原子力委員会が「原子力の平和的利用の担保」に関してチェック機能を果たしてございまして、こういうチェック機能が働いているということは、我が国の原子力政策を対外的に説明する上でも重要であって、この機能は不可欠ではないかと考えております。

「基本方針の企画、審議、決定」「政策調整」「国民対話・対外説明」においても、原子力委員会はこれまで重要な役割を果たしてきたと考えます。もちろん、こういう機能を引き続き原子力委員会という形で担っていただくのかどうかということはまた別の御判断だと思いますが、外務省の業務からしますと、このような原子力委員会の果たしていた機能は非常に重要であると考えておるところでございます。

以上でございます。

○森田座長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様から御質問がございましたら御発言いただきたいと思いますが、なお、ここでの質疑は事実関係だけにとどめていただきたいと思います。御意見につきましては、各省のヒアリングの後でまとめて伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、どなたかいらっしゃいますか。

城山委員、どうぞ。

○城山委員 2点お伺いしたいと思いますが、一つは、1枚目の紙のところで【外務省の役割】の②ですが、条約の締結、運用等について、外務省は役割を担っている。国際法実務については専門的人材がいるということですが、2ページ目とも絡んでお伺いしたいのは、役割分担ということで当然国際法に通じた人材が必要であると同時に、こういう専門的な分野ですから、中身に通じた、技術に通じた人材も必要になってくるのだと思いますけれども、その役割分担はどうなっているのか。

これは条約なり、場合によっては、私は安全のほうしか余り存じ上げませんが、ガイドライン、安全基準をつくる時とか、多分最終的なデリゲーションの中での対処方針は外務省マターかと思いますが、そこには原子力委員会が入るかどうかわかりませんが、各専門の方も入ってこざるを得ないと思いますので、その役割分担がどうなっているのか、もう少し突っ込んで教えていただきたいのが1つです。

2つ目は、最後の評価のところですが、平和利用の担保の機能は不可欠であるというときの平和利用の担保はどこを意味しているのでしょうか。平和利用の中でも、政策的なところ、オペレーショナルな保障措置、先ほどの経産省さんの資料でも、日本における保障措置の活動が20%以上、かなり日本というのはオペレーショナル的にも大きなところだと思いますけれども、そういう実務的なところまでいろんなレベルがあると思いますので、どこのところを念頭に置かれているのかと、専門的見地、独立の立場からのチェックは不可欠だということですが、最後のところで必ずしも原子力委員会である必要はないというお話でしたが、例えば今の段階でいえば、保障措置も含めて、従来であれば文科省の世界だったものが、一応3条委員会に移っているわけなので、ある種の独立性を持ったところが一時的な作業もやっているというときに、さらに独立の機能が必要だということまでを意味されているのか、必ずしもそういうことではなくて、例えば一時的に規制委員会がやっている機能も一定の独立として評価するということもあり得るという、幅広い観点で評価されているのか、この2点目も含めて確認させていただければと思います。

○森田座長 続けて、ほかに何か御質問はございますか。

寺島委員、どうぞ。

○寺島委員 一つだけ明確にさせていただきたいことがあるのですが、説明の中にIAEAの報告が出ていたのですが、日本国としてIAEAに対してどうのように戦略的対話をしていると認識しておけばいいのか。各省庁から等を含めていろんな立場の方がIAEAに出向してお

られるのに向こうでよく出会うのですけれども、現実問題として、総合司令塔だとか、各省庁のIAEAに向き合う分担とか役割はどうなっているのか、我々としてどう認識しておけばいいのかをお話したいと思っています。

○吉岡委員 1点だけですけれども、こういう表を見ると何か穴が見えてくるところがありまして、2枚目、大体赤字は原子力委員会へのサポートで、双方向がサポートするとともに共同でという意味合いだと思うのですけれども、逆の側で原子力委員会から外務省への矢印という項目は書かれていないけれども、本当はないのかということとか、外務省が原子力委員会によらずに原子力に関する政策の国際交渉を行うとか、こういうのが何か抜けているような感じがして、先ほど寺島委員が言われたように、アメリカでは軍事利用と民事利用に関する政策のある種のリンケージみたいなものがアメリカだけではなくて常識だと思うのです。安全保障絡みのものは外務省専管マターなのか、あるいは原子力委員会からサポートの矢印が来るのか。今の原子力委員会は全然無理ですけれども、2000年まではあったかもしれないと思うと、その辺のことも何か示唆しておいたほうがこの絵は隙がないようになると思うのです。

以上です。

○森田座長 ありがとうございます。

よろしいですか。

では、古城委員、どうぞ。

○古城委員 2ページ目のところ、私も原子力の平和的利用の担保について、もう少し詳しくお伺いしたいと思います。

1番目の保障措置活動への関与という項目があるのですけれども、これは具体的に言うと、どのような部分を外務省が担って、ほかが原子力委員会と役割分担しているかをもう一回教えていただきたいと思っています。

城山委員と重なってしまうのですけれども、3ページ目のチェック機能というのは非常に重要だというお話ですけれども、現在は原子力規制委員会ができておりますので、そことの関係でチェック機能と言った場合、原子力規制委員会ではなくて、そこでは担えないようなチェック機能があるということなのか、そここのところをもう少し具体的に教えていただければと思います。

以上です。

○森田座長 ありがとうございます。

では、よろしいですか。

それでは、お答えいただけますか。

○羽鳥不拡散科学原子力課長 それでは、順番にお答えしたいと思います。

最初が外交交渉等における専門性をどう反映していくのかということ、あるいはデリゲーションにおける役割分担についてということだと思いますけれども、もちろん例えば原子力安全に関して何か条約あるいはガイドラインのようなものが国際的につくられようと

しているときに日本としてそれにどう対応するか。非常に厳しい基準がつくられたり、あるいは私どもがいろんな経験から得たものが反映されないような基準がつくられようとしたときに日本政府として意見を言っていくということはあると思うのですが、それは当然、我々外務省には判断できないので、そういう議題があったときにどのような対応をするかということは、例えば規制庁さんに御相談する。あるいは場合によってはその部分はどう対応するかを規制庁さんに回答いただくということとはございます。

同じようなことが経済産業省さんであるとか文部科学省さんであるとか、いろんな対処方針をつくったときにも、我々が起案したときも関係ある省庁には御相談して、それを反映していくということはありません。

原子力委員会でございますが、原子力委員会は基本的に公表というか、そこにいろいろと御報告する形は、公の場で一般に公開された形で御報告するということになりますので、どうしても会議の対処方針をつくるという段階においては原子力委員会にそれを、もちろん委員会の事務局を通じて委員の皆さんに内々御相談するということ理論的にはあると思うのですが、そこは政府の中のいろんな専門分野については、一応それぞれの担当する省庁はございますので、その担当省庁に御相談することをもって、専門的な部分については御相談しているということだと思います。

保障措置というか平和利用の担保について、原子力委員会は何を果たしているのか、オペレーションの部分までやっているのかどうかということについての御質問ですが、例えば原子力委員会はプルトニウムの平和的利用の担保と申しますと、プルトニウムの利用をきちんとするということが、これを確保して対外的にも説明していくということが一番大きいと思われませんが、その場合に、原子力委員会は余剰プルトニウムを持たないというような原則を表明される。これは平成3年でございます。

平成15年には、我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方についての決定もされております。

さらに、プルオペレーションと言うかどうかわかりませんが、プルトニウムの管理状況あるいは利用計画については、これを公表し、確認するというのを毎年行っているということでございまして、そういう意味で平和的利用の担保については、原子力委員会がそういう役割を果たしているということでございます。

IAEAとの関係、日本政府はどういう戦略をしているのかということですが、IAEAの中にもいろんな局がございまして、エネルギーを利用する局であるとか、保障措置を見ているところであるとか、原子力の安全を見る部分であるとか、いろんな機能がございまして、そこにいろいろな形で日本国からも、これは必ずしも政府から人を派遣するということには限らず、一般に日本の皆さん、日本人の方で国際機関で働きたいという方は普通にアプライして入られるということもございまして、いろいろな形で日本人がIAEAの事務局に入っているということとはございますが、そこはそれぞれ事務局の機能として、個人で入られた方については、もうその方が事務局の中で与えられた役割をきちんと果たしていただく

いうこと、例えばそれを裏から我々が指導するとか、そういうことは行っておりません。

役所から行った人につきましては、それなりの関係というものはございますし、情報交換もすると思いますけれども、基本的にはそういうところに出ていただいて経験を積んでいただく。あるいは日本の専門の官庁で得られた経験を事務局のほうで生かしていただくということで、基本的には人材を出して貢献していくという形でございますので、人を出すということについては、基本的にはそういう考えだと思います。

吉岡先生で2枚目につきましては、ここに書いてあるだけではなくて、例えば軍事利用について、安全保障の関係についてというような論点もあるのではないかとということでございますが、今回、議論、そういう項目も立ててもよかったのかもしよせんけれども、御検討をされる上で、これまで整理された原子力委員会の機能ということがあって、それをどうするのかという御議論になると思いましたので、これまでの議論で原子力委員会の機能として挙げられたものについて外務省がどう関与していくかという形で整理させていただいてございまして、もちろん安全保障等の観点からの対応も外務省の機能としてはございますが、ここでは割愛しているということでございます。

次は、保障措置活動への関与、外務省はどう関与しているのかという御質問があったと思いますが、これはどういうことかという、保障措置というのは、日本についても実施されるわけで、例えば日本にございます原子力関連施設について、IAEAから保障措置活動の一環として査察が行われるわけですが、ここの連絡、調整あるいは関係機関の連絡であるとか、査察が行われるときのロジスティックスの支援として外務省支援が同行するという形で外務省は関与しているということ意味でございます。

あとチェック機能について、原子力の平和的利用の担保のためのチェック機能について、現在、規制委員会がありますが、規制委員会があることと、規制委員会がその機能を果たし得るのか、あるいは規制委員会で果たし得ない機能があるのかどうか、そこは私どもはある意味、判断はなくて、その機能をどこかほかのところに担わせるという御判断があれば、それはそれでそういう御判断はあり得ると思いますが、いずれにせよ、今の時点では原子力委員会が特にプルトニウムの平和利用の部分、先ほど御紹介したようなことを実際にやっておられまして、この機能はぜひとも引き続き政府の中でどこかが担っていくことは必要であるということでございます。

以上でございます。

○森田座長 ありがとうございます。

まだ御質問等はあるかもしれませんが、大分時間が押しておりますので、最後にまた御質問していただきたいと思っております。

それでは、続きまして、経済産業省からヒアリングをお願いしたいと思います。申しわけございませんが、なるべく簡潔にお願いいたします。

○畠山原子力政策課長 では、手短にまいります。

資料4をごらんいただければと思います。

1 ページ「これまでの原子力委員会の役割」として、前回、整理していただいたような柱立てで一応並べているつもりでございます。御説明申し上げたいのは、これについて経済産業省あるいは事業者という意味からどういう関与をしているのかということについて御説明させていただき、その後、原子力委員会になくてはならないというか、我々としてもなかなか果たし得ない性格の仕事はどういうものがあるのかを御説明申し上げたいと思います。1 ページはご覧いただいたとおりなので、特に違和感があればもちろん修正させていただきますけれども、これはこれまでの議論を我々なりに整理したものでございます。

2 ページ、そのそれぞれの項目について、どのように経済産業省として仕事をしているのかということで1 つずつ御説明させていただきたいと思います。

1 つは、原子力利用に関する政策として、(1) で「原子力政策大綱の策定」を原子力委員会でやっていただいておりますけれども、我々、閣議決定されておりますので「基本方針として尊重」することにしておりまして、特に核燃料サイクル施策の関係、使用済燃料の扱いの関係、その研究開発の関係、こういったものについては、我々もまさに原子力政策大綱にのっとった方針に沿って政策を進めているということでございます。

我が方としては、原子力に限らないのですが、エネルギー基本計画というものを3年に一度を目安に決定しております、今まさに年末に向けて検討しておりますところでございますけれども、こうしたエネルギー基本計画の中で、エネルギーとしての原子力の扱いについて、方向性、方針を打ち出すことにしているところでございまして、そういう意味では原子力政策大綱と相関しながらやっているということでございます。

(2) が「平和利用の推進」でございまして、原子力委員会の決定に基づきまして、むしろ事業者がプルトニウムの管理状況ですとか利用計画を公表している。

(3) が「核燃料サイクル政策・バックエンド政策」でございまして。これも原子力政策大綱を当然尊重するというところでございますけれども、我が方は、エネルギー基本計画の中でも当然触れておりますし、それとは別途、放射性廃棄物の最終処分については、基本方針を策定し、さらに最終処分計画を策定することになってございます。これを策定する際には、原子力委員会の御意見を聞くということになっております。これは法律上そういうことになってございまして、御意見を聞かせていただいている状況にございます。

(4) で「国民との対話、透明性の確保・信頼醸成」でございまして。これは原子力委員会のほうで見解をお出しになっている。これはさまざまな分野で見解を出しておられるわけですが、そういったことに留意して、各省庁が齟齬を来さないように施策を実行するというところでございまして、我が方も放射線に関する理解促進だとか、特に東京電力福島第一原子力発電所の事故以降は、風評被害の防止のための取り組みを我が方としてもやってきているという状況でございます。

「国際協力」については、経済産業省といたしましても、原子力発電分野、二国間あるいは多国間の原子力協力の取り組みを進めております。原子力委員会におかれては、外務省などとも一緒にやっておりますけれども、各省のこうした方針を客観的・中立立場から

取りまとめて発信をいただくということを担っていただいているということでございます。

3 ページ「(6) 人材育成・研究開発」についても、原子力委員会の「見解」が出ておりますので、各省庁、それに沿ってやっていく。経済産業省としましては、特に原子力発電所の安全対策の高度化ですとか、核燃料サイクルについての研究開発あるいは人材育成は予算を確保して進めているところでございます。

「(7) 事故対応」、ここについても原子力委員会の見解が出ておりますけれども、経済産業省としては、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉対策推進会議、これは茂木経済産業大臣が議長を務めておりますけれども、こういうものを原子力災害対策本部のもとに設けておまして、そこを司令塔に、廃炉に向けた取り組みを進めているということを取り組んでおります。

「2. 関係行政機関の原子力利用に関する事務の調整」ということで、これは各省の方針に齟齬を来さないように、客観的・中立的立場から取りまとめていただいている、これは原子力委員会に取りまとめていただいているということだと思っております。

「3. 関係行政機関の原子力利用に関する経費の見積もり及び配分計画」ということで、原子力委員会に「計画」をつくっていただいておりますけれども、それを踏まえて各省庁が予算事業を実施している。我が方としては、原子力発電所の安全対策の高度化や核燃料サイクルの研究開発、人材育成をやっておりますけれども、これも言ってみればそうした全体の計画の中でやっているということでございます。

「4. 原子力利用に関する資料の収集、統計の作成及び調査」ということで、原子力白書をおつくりいただいているわけですがけれども、その策定過程で事前協議いただいまして、その協議を通じて色々なお話、協議をさせていただいているということでございます。

「5. 法令に基づく・意見・諮問等」、先ほど申し上げましたけれども、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づきまして、その基本方針、計画をつくる際に意見聴取をさせていただくということになってございます。

こうしたいろいろなことをやってございますけれども、我が方としてどうしても原子力委員会にぜひ果たしていただきたい役割としてどんなものがあるのかなというのを考えてみますと、なかなか我が方でカバーし切れないものはこういうことだと思っておりますけれども、それが4 ページにございまして、大きく分けて2 つございまして、一つは、原子力利用が平和的なものに限定されていることを確認した上で、その平和利用に限らず我が国の原子力政策の全体像とあわせて、技術的・科学的な観点から、国内外に発信する機能と書いてございます。

要は、原子力政策というのはグローバルな施策でございまして、国内になかなか閉じないわけでございますけれども、国際的に見たときにも、日本の原子力政策について、技術的なことも含めて誰に聞けばきちっとわかるのだというときに、人脈あるいは人的な関係、そういうものを踏まえますと、なかなか数年に1 回人事異動で変わる役人が、この人が顔

でございますと言ってもころころかわってしまって、一体誰と話したらいいのかわからないのが海外の方からよく言われるということもございまして、そういう意味では、我が国の原子力政策、原子力の動向、こういうものについて技術的・科学的な素養をきちっとお持ちになっておられる専門家の方に、日本の顔として情報を発信していただく、あるいはいろんな議論に御参加いただくというのは極めて大事な機能であると私ども考えております。

2つ目が、技術的・科学的な視点から、放射性廃棄物の最終処分のあり方等、長期的、横断的な課題について省庁の要請に応じて専門的に議論することが必要な施策について、その方向性を検討、助言する機能ということで、私ども具体的には放射性廃棄物の最終処分については、法律上も意見をお聞きすることになってございますけれども、長期的、横断的な課題については、それぞれの役所がそれぞれの分野について検討し進めていくというのは当然だと思うのですが、全体のバランスの中で専門的な知見をお借りしたいケースはままありますので、そういうところで検討していただいたり、あるいは我々の検討について助言をしていただくことは極めて大事な機能だと思っております。今後、検討される中でも、そうしたことをぜひ我が方としては、なかなか役所として果たせない機能だと思っておりますので、その点を御留意いただければと思っております。

5 ページ、6 ページは参考でございまして、それぞれ設置法でどう書いてあるのか、あるいはエネルギー基本計画でどんなことが書いてあるのかということ、今のエネルギー基本計画の概要、これは2010年6月ですから、もう3年以上前につくったものでございますけれども、今、まさに改定作業をやっている最中でございますけれども、前回つくったのはこんなことが書いてあるという御参考でございます。

以上でございます。

○森田座長 どうもありがとうございました。

それでは、こちらも事実関係について御質問ございますか。

城山委員、どうぞ。

○城山委員 若干確認させていただきたいと思うのですが、細かいことですが、これはむしろ外務省さんとの話になるのかもしれませんが、国際協力の話の2ページのところですが、国際協力は原子力委員会が各省の方針を客観的・中立的立場から取りまとめるという理解でいいのか、そこは外交との関係の仕分けで、外交のほうだと外務省になるのかなという気もしますが、そこの整理がどうなっているのか確認させていただきたいのが1つです。

2点目は、4 ページ、将来的期待される機能の2つ目のニュアンスをお伺いしたいのですが、例えば2ページのところの書き方だと、原子力大綱についても、サイクル、バックエンドについても、たしか「相関」という言葉が使われたと思うのですが、政策大綱があって基本方針としては尊重しますというのと相関して、エネルギー基本計画の中でかなり実質的なことを決めていきますという話だったのですが、そういう意味でいう

と、政策大綱の書き方と核燃料サイクル、バックエンドの書き方、2ページではかなりパラレルに書かれているのですけれども、そういう中で4ページの(2)で特出しされているというのは、ある意味ではパラレルなのだけれども、多くの機能はエネルギー基本計画の中でかなり抱え込めるところはあるのだけれども、サイクルのような、あるいはバックエンドのような、先ほどの表現で言うと超長期かつ省庁横断的な部分というのはエネルギー基本計画、最後は閣議決定ですけれども、その支援プロセスだけではなくて、別途の省庁横断的な枠組みのところで切り出してきちっとやってもらったほうがいいという認識を表明されたという理解でいいのかどうか、その2点を確認させていただければと思います。

○森田座長 では、佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 今、御質問の「超長期」という言葉はどれくらいのスパンを考えているのか教えていただきたい。

○森田座長 それもあわせてお答えください。

○畠山原子力政策課長 まず、1点目、2ページの国際協力のところですが、これは実際やっている活動を原子力委員会のほうにも御説明させていただいて、原子力委員会は国内外で発信する機会が非常に多いので、したがって、どんな二国間協力あるいは多国間協力をやっているのかをきちっと認識させていただいて、それをトータルとして発信していただくということでございまして、取りまとめということで法的な性格があるとかということでは必ずしもないと認識しております。

2つ目、4ページのところで、確かにエネルギー基本計画あるいは最終処分についての基本方針、計画のところで具体的にどうするか、閣議決定なりすることで決定するわけですが、そのプロセスにおいては、当然原子力委員会で最近でいえば最終処分のあり方も含めて御議論いただいて御意見をいただくというプロセスがかんでございまして、そういう意味では、我々もそういう専門的・技術的な知見からきちっと議論をしていただいたことを活用させていただく形で政策を決定していくことにしております、これは必ずしも最終処分だけに限られるということを使うつもりもございませんけれども、最近の例でいいますと、そういう例が多いというのが1個。

一般的に申し上げて、長期的、横断的なものについては、専門的にきちっと地に足のついた議論がベースにあるということは我々が政策を決める際にも極めて大事だと思っているという認識でおります。ちなみに、超長期ということを使うつもりもないのですが、したがって、どれぐらいのスパンかということについて定まった期間があるわけではないと認識しております。

○佐藤委員 その関連で、関係省庁がそれぞれまとめられる長期計画があって、それを超えるようなもの、そういう認識ですか。

○畠山原子力政策課長 必ずしもそれぞれ長期があって、その上に超長期があってという整理がされているというよりは、むしろその時々、その政策的な要請の中で、特にそうい

う長期あるいは横断的、今後の原子力の行く末を決めるようなことについては一定程度バックグラウンドのある方に議論していただいて、それをベースに政策を決めるというのが我々としても非常にありがたいということでございます。

○森田座長 増田委員、どうぞ。

○増田委員 4ページの(1)で「我が国の原子力政策の全体像」と書いてあるのですが、要はいろいろな政策をまとめた全体像という抽象的な意味で言っているのか、あるいは今の原子力政策大綱、そういったものをこれからも原子力委員会あるいはその後継組織のようなものがつくるということを前提として、要するに原子力政策大綱というようなものをイメージして言っておられるのか、そこを確認したいと思うのです。

というのは2ページのところで原子力政策大綱を基本方針として尊重ということが書いてあるのですが、これまでそういう形でやられてきたのだと思うのですが、民主党政権下、新大綱をつくるのは途中で挫折したわけですが、あの策定過程を見ていると、どうもむしろエネルギー基本計画を先行でつくっているような気がしたのです。

近藤委員長のもとで新大綱策定会議をやりましたけれども、エネルギー基本計画のほうの議論が先にどうも大分進んでいたような気がしました。これは民主党政権下ですから、考え方はまたがらっと変わるということなのかもしれませんが、こういう原子力政策大綱というものの存在を前提としている、あるいはそういったものが必要だとお考えになっているかどうか、その点、確認したいと思います。

○森田座長 どうぞ。

○畠山原子力政策課長 ここで申し上げたのは、必ずしも原子力政策大綱がベースというか、原子力政策大綱がなければ果たし得ないということを申し上げているつもりは必ずしもありません。もちろん、そこは原子力政策大綱をどうするかというのは、この場を含めてお決めいただく話だと思いますけれども、私が申し上げているのは、それぞれの政策あるいは原子力をめぐる動向、そういった日本で原子力をめぐる状況で何が起きているのか、あるいは今後どんなことが起きていくのかを全体としてきちっと把握しておられる方がいて、その方が世界に出ていってきちっと現状を説明し、あるいは各国からの疑問に答えるということが世界の信頼を得ていく上でも大事だということを申し上げたいということでございまして、必ずしも原子力政策大綱がなければいけないということでは思っているわけでもございません。

○吉岡委員 1点だけお伺いしたいのですけれども、これを見たところ、2ページ、3ページというのは、今まで原子力委員会との関係でやってきたことで、4ページがこれからどうするかと私は読んだのですけれども、その場合、4ページ、例えば2番目で「省庁の要請に応じて、その方向性を検討・助言」というのは、そのために原子力委員会なるものが要るのかどうかということは当然論点になっているようでしょうし、具体例を挙げて済みませんけれども、高レベル廃棄物は原子力委員会が学術会議に丸投げするとか、丸投げというのは強い言い方で済みませんけれども、原子力委員会がなくても例えば学術会議が

あるではないか、あるいはしかるべきものがあるではないかというような気もするので、2番目というのは原子力委員会が必要である理由としては若干不十分かなど。

それと1、2だけでいいのかというと、3番目がもしかしたらあるかもしれない。それはエネルギー政策と原子力政策というのは、相当部分重なるわけですがけれども、エネルギー政策に包含されない部分が原子力政策には少なくない。だから、エネルギー基本計画とか経済産業省のmatterではないような原子力関係のものが少なくないわけです。それを原子力そのものから外してしまうという考え方が一つあるわけですがけれども、例えば核融合とか放射線は原子力との枠外でいいやとか、例えばそんなことすらあり得るわけですがけれども、それはそうとして、今の原子力政策と言われるものの相当部分はエネルギー政策からずれている、入りにくいなどというところがあるわけで、これをどこにおさめるのかというようなことについては、ここではポジティブには書かれていませんけれども、外務省や文科省にそれぞれ分散、吸収するというのも一つの考え方だと思いますが、その辺についてどうお考えなのか。エネルギー基本計画というのが包含し得ない原子力のさまざまな領域について、明確な認識を持つておくことが経産省の政策にとっては重要だと思います。

以上です。

○森田座長 お答えいただけますか。

○畠山原子力政策課長 エネルギー基本計画で包含し切れないもの、要するにエネルギー以外のものがあるというのは十分認識しております、これについては私どもがどうこうと言うつもりは特にございませんので、ポジティブには書いてございませんけれども、それはぜひこの場で御議論いただければと思っておりますのでございます。

1点目、必ずしも原子力委員会でなくてもということころは、そういう面もあるのかもしれませんが。ただ、私どもが申し上げたかったのは、あれも結局原子力委員会が学術会議に委託をし、その結果を踏まえて、これまで原子力委員会が言っておられたことと整合性ある形で、では一体政府としてどうするのだということころで問題提起をいただいているということころでございまして、原子力委員会が役目を果たしていないということではないと思っておりますけれども、ただ、いずれにせよ、原子力委員会でなくても済むではないかという点があることも否定できないことだと思っております。

○森田座長 それでは、大分時間がたっておりますので、経産省のほうはこれくらいにしなして、次に、文部科学省からヒアリングを行いたいと思っております。簡潔にお願いいたします。よろしく申し上げます。

○増子原子力課長 文部科学省原子力課長の増子でございます。よろしく申し上げます。

それでは、資料5に基づきまして御説明いたします。

1 ページ目、文科省と原子力委員会のかかわりについて、最初は研究開発全体について、総論的に御説明させていただきます。

文科省は、法令上、原子力政策のうち科学技術に関するものについて所掌しております。そういう意味で、原子力につきましても、例えば宇宙や海洋開発といった、そういう他の

科学技術分野と同様に、研究開発段階のものから商業段階のもの、そういう様々な段階がある中で、文科省は主に科学技術の観点から研究開発を担当しております。

このような原子力に関する研究開発を実施していくに当たりましては、当然、エネルギーの政策の切り口はありますが、先ほど来お話が出ているように、核不拡散上の課題であるとか、原子力政策という観点から俯瞰（ふかん）的な議論が重要となってくるという意味で、これまで原子力委員会が策定されておりました原子力長期計画とか原子力政策大綱等の原子力政策の位置づけとかの中で原子力に関する研究開発を進めてきたということでございます。

なお、最近では文科省におきましては、具体的な研究開発を進めるに当たりまして、文科大臣の諮問機関でございます科学技術・学術審議会のもとに原子力科学技術委員会という委員会を設置しております。原子力に関する科学技術のプロジェクト等について議論するスキームを設けております。一番下に書いてございますように、幾つかの作業部会も設置しているところでございます。

次に、個々の研究開発事業におけるかかわりでございますが、例えばもんじゅを中心とした高速増殖炉サイクルにつきましては、昭和42年の原子力長期計画に位置づけられて以来、長期的なエネルギー安定供給への貢献という期待のもとでいろいろな政策上の議論がなされてきたということでございます。

一方、東電の原発事故後、原子力の在り方を含めて、エネルギー政策につきましては経産省中心に議論が進められているということでございます。高速増殖炉サイクルにつきましては、エネルギー政策上の位置づけだけではなくて、本来であれば原子力政策全体からの議論も必要ではないかと考えてございます。

ちなみに、FBRの研究開発につきましては、平成17年の原子力政策大綱では、2050年から商業ベースの導入を目指すという方向性が出されていますが、その過程で文科省からも開発方針について提案させていただいて、例えば基本方針として原子力委員会で平成18年に基本方針が策定されたという流れもできているところでございます。

3 ページ目、核融合の研究開発でございます。核融合の研究開発につきましても、これまで原子力委員会の基本的な考え方のもとで、これまでITER国際核融合の実験の計画等、様々な観点での検討を踏まえて、これまで活動が進められておりました。適宜、原子力委員会への報告を行ってきているということでございます。

ITER実験炉計画でございますが、その次の段階、原型炉となりますと経済性の実証という段階に進みますので、改めてエネルギー政策だけではなくて、社会・経済的な側面を考慮した総合的な議論が必要になってくるということが例えば原子力委員会のもとで議論していただくということもあろうかと考えております。

4 ページ目、研究施設等の廃棄物処分の問題でございます。現在、研究用の廃棄物、例えばRIの廃棄物や研究所、大学で発生する廃棄物というのはドラム缶で60万本ございます。そういうものにつきましては、当然発生者責任の原則ということになるわけですが、これ

までの文科省と原子力委員会の関係では、下に書いてございますように、文科省は、実施主体は原子力機構が適切ではないかという考え方を原子力委員会にお示しさせていただいて、原子力委員会で議論をしていただいて、法整備に関する見解をいただいた経緯がございます。その上で独立行政法人日本原子力研究開発機構法を改正して、研究施設の廃棄物埋設処分の業務を開始するという事になってございますが、どのように処分を進めていくか、個々具体的な話につきましては、別の文科省だけではないところで議論することも必要になってくるのではないかと考えてございます。

5 ページ目、分離変換技術でございます。これにつきましても1988年、25年前にオメガ計画ということで、原子力委員会で議論がスタートして以来、適宜、原子力委員会においてチェック&レビューが行われてきたという経緯がございます。これにつきましては、将来的な高レベル放射性廃棄物を減容化する、あるいは長寿命核種を短寿命化するということができますと、高レベル放射性廃棄物の処分の軽減化にもつながるということでございますので、今、文科省におきまして作業部会を設けて評価を進めているところでございます。これにつきましても、文科省でやりますと科学技術の観点での評価にとどまってしまうということもございますので、技術開発が一定の進捗が見られた際には、改めて高レベル放射性廃棄物の処理処分の在り方を含めた原子力政策全体を俯瞰（ふかん）した議論が必要になってくるのかと考えてございます。

6 ページ、今までは研究開発面でのかわりでございますが、次は原子力損害賠償でございます。原子力損害の賠償に関する法律、昭和36年に公布されておりますが、この法律に基づきまして10年ごとに改定の議論が行われておりますが、その際には、常に原子力委員会で審議していただいて、原子力委員会の決定を経て国会提出されているという経緯がございます。

もう一つ、注意事項としまして、原賠法の第19条の第2項で、原子力損害が生じた場合においては、原子力委員会が意見書を提出した場合には、政府は国会に提出しなければならないということになっておりますが、福島第一原子力発電所事故に関して、特に原子力委員会から意見書は出ていないということがございます。

そういう中で、原子力損害賠償支援機構法、この機構は東京電力に資金援助等を行う目的で設置されたわけでございますが、この法律の附則第6条で、原賠法の改正の抜本的な見直しを始めとする必要な措置を講ずるということが求められております。ただ、現状は、我が国のエネルギー政策における原子力の位置づけあるいは原子力事業体制の在り方、そういうものを含めた原子力政策が定まっていない、福島の賠償の実情がまだわからないということで総合的な検討が必要という状況でございます。

このような検討に当たりましては、現在、内閣官房とか経産省、文科省、関係省庁にまたがる案件でございますので、本来であれば原子力委員会のような組織が中心となって議論を引っ張っていただけたらと考えているところもでございます。

7 ページは、これまでの経緯、原賠法の改正の経緯でございますので、割愛させていた

できます。

8 ページ、核不拡散の対応でございますが、これも先ほど来、外務省等でお話がありましたが、文科省におきましては2つ目の○でございますが、特に2010年でワシントンの核セキュリティサミットのステートメントが出されておりました、それに基づきまして文科省所管の独立行政法人日本原子力研究開発機構に核不拡散・核セキュリティ総合支援センターを設置するなど、人材育成や核不拡散の技術開発を今行っているということでございます。

9 ページ目、原子力委員会の機能に原子力試験研究の助成という機能がございます。これは当時、科学技術庁が旧国立研究所の原子力予算を一括計上して、その予算を必要に応じて関係府省に移しがえを行うという制度がございましたが、その際には、原子力委員会のもとに専門部会を設けて、それぞれの研究課題の評価を実施していただいたということがございますが、ほとんど国研が独立行政法人化したという流れもございまして、現在では、このような仕組みを設けておりませんので、原子力委員会の試験研究の助成という機能も現実的にはなくなっているというのが現状でございます。

最後に、今後の在り方でございますが、2つほどポイントを書かせていただいております。やはり原子力平和利用の担保を裏づける、中立的で権威を持った組織が必要ではないか。特に2つ目に書いてございますように、それぞれの事業官庁から独立した原子力平和利用の番人としての立場として、中立的で一定の権威を持った組織が引き続き必要であろうと考えてございます。

2つ目としましては、原子力政策全体の基本的な方針を提示という観点で、原子力という切り口から全体を俯瞰（ふかん）した基本的な方向性、方針を提示していただける、そういう組織が必要ではないかと考えてございます。

以上でございます。

○森田座長 ありがとうございます。

ただいまの御報告について、事実関係その他で御質問はございますか。

城山委員、どうぞ。

○城山委員 3点お伺いしたいと思います。

今までお伺いしたことと重なるのですが、最後の10ページ、1つ目は、中立的権威を持った組織は各事業の実施主体から独立したというのは、つまり、担っている機能が推進だろうが規制だろうが、オペレーションしている省庁から独立したものが必要だと、つまり、規制委員会はこういう機能は担えないという判断を含むものかどうなのかということを確認したいというのが1点目です。

2点目は、10ページの下、あるいは最初に言われたことともつながるのですけれども、この箇所は例えば原子力のうち、科学技術にかかわる部分は文科省で、原子力という観点からのコメントチェックは必要だという話だと思うのですけれども、原子力という分野が若干一方的な聞き方で申しわけないのですが、例えば宇宙だとか海洋だとか、同じような

構造を持っている分野はいろいろあるのですけれども、原子力固有の特性は何かあると認識されているのかどうかは2点目です。

3点目は、途中で多少詳しく説明されたのは、原賠法の話は総合的検討ということをおっしゃいましたが、例えばああいうものは横断的な場を特にやらなければいけないという、特出しすべきものだと認識されているのかどうか。先ほどの経産省さんでいえば、サイクル、バックエンドという、超長期云々かんぬんと言ったかどうかは別として、ある種の横断的検討が必要な特別なものだという認識なのかどうか、その3点を確認させていただければと思います。

○増子原子力課長 ありがとうございます。

まずは、中立・独立という観点ですが、これは特定の官庁だと事業所管ということにもなってしまいます。規制委員会の話もありましたが、そういうものを束ねた上で世界に発信していく機能が必要ではないか、原子力委員会はそういう機能が果たしてきたのではないかと考えています。

文科省は原子力科学技術の観点からやっているということで、これは宇宙も海洋も同じように科学技術の視点からやっておりますが、原子力の特殊性というのはプルバランスの話とか、平和利用の観点が特に重視されているということと、各省横断的な事象が特に多い。今回、4省呼ばれておりますが、実際のところは放射線利用なども入れると厚労省や農水省などいろんな省庁にまたがるということもございまして、そういう意味での観点が原子力委員会に求められるのではないかと考えております。

あと原子力損害賠償のところでございまして、従来、専門部会を設けて原子力委員会で議論していただいておりますが、そのときは、実のところ大きな議論は損害賠償の措置額をどの程度にするかということがほとんどでございまして、大きな論点は実はなかったというのが経緯です。ただ、今、抜本改正というのは、実際に福島で損害賠償が具体的に起きているということと、実際に国がどこまで責任を負うべきかなどいろいろな問題がございまして、これは文科省、経産省だけではなくて、財務省や内閣官房、いろいろな省庁がまたがりまして、では、どこの官庁がまとめるのかということと、文科省は一応原賠法を所管しているから文科省がやるべきだという意見と、そもそも文科省に原賠法を任せていいのか、そういう議論もございまして。

そういう意味では、中立的な観点あるいは原子力を横断的に見られる原子力委員会のようところで音頭を取ってもらうのが一案ではないかという意味で申し上げたところでございます。

○森田座長 よろしいですか。

では、順番に手が挙がってらっしゃいますので、寺島委員から増田委員、そして吉岡委員、お願いします。

○寺島委員 1点だけ、先ほど外務省の方にも質問したのですけれども、私はIAEAに対する総合的戦略的対応というのが原子力委員会との関係で物すごく重要ではないかと認識し

ているのですけれども、そういう文脈において10ページに書いておられる今後のあり方の中立的で、かつ一定の権威を持った、いわゆる国際的にも内外に発信できるとか、国際的な課題に対して取り組んでいくとかという文脈という認識を共有していると認識しているのですか。

○増子原子力課長 おっしゃるとおりでございます。

○森田座長 では、増田委員、どうぞ。

○増田委員 1ページのところの研究開発で、これまでのやり方、考え方が書いておられるのだと思うのですが、総合科学技術会議の見直しというか、その機能をもっと強化しようという見直しの動きがあるわけです。その中で、1ページに書いてあることが総合科学技術会議との関係で何か議論があったのかどうかという事実関係、なければいけない結構です。

例えば10ページのところで、そういう原子力委員会が策定する新大綱ではなくて、総合科学技術会議のようなところで上位方針を決めて研究開発をしていくというやり方が今後あり得るのかどうか、この点についてお願いします。

○増子原子力課長 文科省でも原子力科学技術委員会というところで、例えば新しい施策を予算要求する場合の事前評価や、そういうものは実際のところ、かなりウェートを占めております。ただ、予算費目として、科学技術関係振興費を原子力でも使う場合がございます。そういうものについては、総合科学技術会議の予算のヒアリング対象にはなりますが、実際に総合科学技術会議の見直しと、文科省でやっております原子力科学技術委員会についての議論は、事実関係といたしましてございません。

今後、文科省の所掌というのは、人材育成や原子力の基礎基盤の研究開発など様々な分野がございます。ただ、現実問題として、総合科学技術会議の政策の議論では、余り今までそういう議論はなされておられません。どちらかという、これまでの10年を見ますと、原子力委員会の方がそういう面でのリードはしていただいたと思いますので、引き続きそういう面での機能強化はあるかなと思っております。

○森田座長 よろしいですか。

では、吉岡委員、どうぞ。

○吉岡委員 最初は細かいものですが、1ページの最終行で「群分離・核変換」という、群分離というのが復活したのでしょうかというのが1つ目の質問です。

より基本的な問題としては、高エネルギー加速器とか、核融合とか、そういうのをアメリカでは原子力委員会が歴史的な理由から後押しをして、それがエネルギー省になっても続いているという関係にあるのですけれども、別にこれは必然性がある話でもなくて、ですから、核融合とか高エネルギー加速器とか、J-PARCなどはそうなわけですけれども、それを原子力という枠組みで今後も扱っていく必然性がどのくらいあるのだろう。その辺の理解、特質もいろいろ広ければ、何かぼしゃったときにそちらに回すとか、いろいろ多種類によって使い回すというような、例えばそういうメリットもあるとは思いますが、

総合的には原子力という枠でやるべきなのだというようなことは内部ではいろんな人が議論していると思いますけれども、新組織をつくる際には念頭に置いたほうがいいのではないかと思います。

10ページ、原子力委員会、私も97年から2009年までかかわりましたけれども、原子力に何か問題があったときに、それを解決策というか打開策を提示するという機能がある種機体されていると思うのです。当事者である担当省庁、所轄省庁が自分で決めたのでは、自分に有利なように決めるはずだと。それが原子力委員会というのは、ここで書いてある省庁から独立した中立的かつ一定の権威を持ったというのは、そういうのは原子力事業が問題になったとき、例えばもんじゅとか過去には動燃とかあるわけですがけれども、その際に一定の機能が省庁とは別個という点であるような気がするのです。その辺は、明確に書いてもいいのではないだろうかという気もします。

○森田座長 ありがとうございます。

今の御意見といいますのは、全体を通しての原子力委員会あるいは組織を変えた組織に組織のあり方についての御意見とも聞こえたのです。

○吉岡委員 意見は言いませんけれども、必然性はないということだけです。

○森田座長 わかりました。

それでは、コメント、回答をお願いします。

○増子原子力課長 まず、例えば加速器と核融合について、原子力ではないのではないかという御意見だと思いますが、確かにそういう御意見はあると思います。特に加速器は、科学技術一般に幅広く使われる分野というのは共通認識になっておりますので、例えば原子力委員会との関係でも、従来は放射線利用の加速器などは原子力予算としてヒアリングを受けておりましたが、昨年から原子力の予算としてヒアリングを受けておりません。そういう意味では外れております。ただ、政策的にどうするかという面では、私が先ほど説明しましたように、核融合の原型炉の段階になってきますと、かなり実証炉であるとかエネルギー的な側面であるとか、あるいはいろいろな利害関係者も出てくるので、従来と同じように原子力委員会の組織で議論していただく必要性はあろうかと考えております。

以上です。

○森田座長 ありがとうございます。

文科省に対する御質問はよろしいでしょうか。

それでは、時間も大分たってまいりましたので、本日の3省のヒアリングを通じて御質問、御意見あるいは追加で御説明いただきたい点などございましたらお願いしたと思いますが、いかがでしょうか。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 今回の文科省の続きの話ですが、10ページの各事業の実施体から独立した原子力平和利用の番人という言葉がありますね。わかるような気がするのですが、この委員会でこれから原子力委員会のあり方を考えたときに、結局、効率的にどのように考えるかと

ということになると思いますので、もう少しこの中身、例えば番人というのは目を光らせてという感じだと思うのですがそうだとしたら、関係省庁から常に報告を受けている物を使うのか、あるいは気がついたときに物を使うのか、そのあり方一つとっても番人のあり方は随分違うと思うのです。

そういう意味で、次のときで結構ですから、文科省のお立場で番人というものを法的に仕分けて、原子力委員会のあり方として考えたときにどういう機能を持たせたものとしてお考えになっているのか、御説明をいただけたらと思います。

○森田座長 どうぞ。

○板倉参事官 今、佐藤委員から御指摘のありました平和利用のいわゆる担保機能につきましては、前回も若干御紹介いたしましたけれども、その他の機能もそうですけれども、今回の会合で事例も含めて改めて御紹介していきたい。どういうことを原子力委員会がやっているのか。そのうちの法律的な措置は何か、そうではないものは何かということ整理した上で御説明申し上げたいと思います。

○佐藤委員 それで結構なのですけれども、私は実はお聞きしたかったのは、文科省がどういう意識を持って「番人」という言葉を使っておられるのか。我々、今いろいろなヒントを得たいと想着いろいろな立場からの意見を伺っているわけで、その意味で、その上に「発信」という言葉は行政用語としてわかるのですが、「番人」という言葉についていろいろな意味を込められていると思うので、何を込められているのか、この次のときにお聞きしたいと思うのです。

○森田座長 文科省、どうぞ。

○増子原子力課長 これは文科省として資料をまとめている過程で、文科省の幹部から、当然、当時科学技術庁は原子力委員会の事務局機能がありました観点もあつたと思いますが、国際的な発信をしたりする上では、先生がおっしゃったようにいろいろな省庁からヒアリングしながら、情報がキャッチできなければなかなか番人の役目も務まりませんので、まずはしっかりと情報を受けとめて、それを総合的に評価して国際的に立場を明らかにしていくということだと思いますが、いずれにしても整理してみたいと思います。

○森田座長 ありがとうございます。

古城委員、どうぞ。

○古城委員 外務省から出てきました1ページのところに、今までも何回も出てきている原子力委員会の位置づけとほかの省庁との分担というのが出てきているのですけれども、今の3省の御説明を聞いていますと、原子力委員会の必要があるといった場合のキーワードは、専門性と超長期的な視点に立つもの、省庁横断的なところが必要だということだと思うのです。それだけ伺うとそうなのだろうと思うのですけれども、ただし、それが恐らく今あまりうまくいっていなかったという認識がおありになると思うのです。ですけれども、今までもそういう形で原子力委員会はできていたわけなので、それがうまくいかなかった理由は、各省庁はどのようにお考えかお伺いしたいのです。

この表ですと、原子力委員会が何か大きなビジョンを決めて大綱を決めて、それによって各省庁が分掌するという位置づけにはなっているのですけれども、今のお話を聞くと、それぞれが分掌しているものを原子力委員会に上げて、その時々判断してくれと言って判断を仰いで持って帰るといような、どちらかというところから上げていったほうが上は少ない人員でいろいろと専門部会などをつくって、それで一応答えを出して持っていくということになって、現実にはそうだったのではないかという気がしたのですけれども、そのあたりの御見解はいかがかと思えます。そこを教えてください。

○森田座長 順番に外務省からお答えいただけますか。

○羽鳥不拡散科学原子力課長 専門的見地、独立の立場から取り組むことで重要な役割を担うということをお願いしたのですが、もちろん専門的見地ということであれば、先ほども少し申し上げたように、外交交渉をやるときの対処方針を決めるのは政府として決めるわけでごさいます、政府として決めるときにいろんな分野があるのですけれども、例えば原子力安全であれば原子力規制庁さんになっているわけなので規制庁さんのお話を伺うということで、いい意味での縦割り、きちっと分担しているというところで、そういうところにお伺いして対処方針をつくるということなので、その意味では、必ずしも原子力委員会は我々がフィードバックを受けて何かを決めるという意味ではなかなか立場的に難しいというところはあったのかなと思えます。

ここに私どもが申し上げた機能は、誰かにやっていただく必要があるということですが、それをどこかの行政機関にやっていただくのか、あるいは原子力委員会というような立場の委員会にやらせるかは、外務省というか、私自身もそこをどうしたらいいかは知見がございませんので、特段意見はないというところが正直なところでごさいます。

○増子原子力課長 各省の分担という意味で考えますと、先ほど私どものペーパーで御説明しましたが、従来、高速増殖炉とか核融合とか、それぞれの分野は省庁再編前の科学技術庁時代だとそれぞれの担当課があって、専門部会を運営していたということが経緯ですが、省庁再編後、原子力委員会の事務局が相当弱くなったということもあって、文科省の先ほど述べた原子力科学技術委員会でもかなりもんだ上で原子力委員会に報告するということがふえてきているのは実感しております。そういう意味では、役割分担はできていますが、事務局の機能が当然科学技術庁時代と比べると落ちてきているというので、各分野のものについてはそれぞれの省庁にお任せいただきながら、大きな枠組みのところだけ集中していただくというのは一つの考え方かなと考えております。

○畠山原子力政策課長 政策をつくっていくときに、必ずしも下から原子力各省から原子力委員会にお伺いを立ててというケースばかりではないとは思っております、原子力委員会のほうでむしろリードをとっていただいて、その見解の形でまとめられたりということによって一定の方向性を示すこともあろうかと思えます。これはケース・バイ・ケースになっているのだと思っております。

私どもが資料で経済産業省としてお出しして、原子力委員会にぜひ期待したいという

ころについては、むしろこれまでも当然うまくいっていたという認識をしているのですけれども、日本の原子力で何が起きているのか、専門的見地から対外発信する、あるいはそういう人脈のなかできちっと信頼感を持って発信をするというところの機能はなかなかかえがたいものとしてあると思っております、これは非常にうまくいっていた例だと思っております。もちろん、うまくいっていたところとうまくいっていなかったところはあるのだと思いますが、そこをそれぞれ評価してあり方を決めていくということになるのではないかと考えています。

○森田座長 古城委員、よろしいですか。

○古城委員 はい。

○森田座長 では、ほかにいかがでしょうか。

吉岡委員、どうぞ。

○吉岡委員 前に戻りまして、最初の資料1ですけれども、いろいろ国際的な商売、取引、ベトナムとの交渉とか、そういうのが進められているように伺っておりますけれども、こういうものは外務省あるいは原子力委員会、経産省、こういう役割は具体的にあまり言えないことは言わなくてもいいのですけれども、どうなっているのかというイメージを具体例を持ってイメージを持っていくことが役割分担の理解を促進するということが大いにあると思うのです。

例えばそこにおいて原子力委員会が平和利用の担保ということをやるとするならば、核燃料部分についていろんな注文をつけるとか、核燃料サービスを附带的に提供することについて注文をつけるとか、そういうようなものが例えば平和利用の担保という表現をとれば具体的な措置の一つだと思うのです。具体的にどのようにそれぞれのアクターが関与しているのか、今回、回答がなくてもいいのですけれども、理解があったほうが特に国際関係においては、これからどのような原子力委員会をつくっていくのかについて、基本的な考えをまとめる上で有益だと思います。

ついでですが、同じ資料の19ページで、日経新聞、朝日新聞、産経新聞、新聞記事は引用しないというのが私の考えで、理由は、事故調をやったときに尾ひれがつく場合が多いのです。私の言いもしないことを尾ひれで追加されたりとか、新聞記事の引用というのは政府はやめたほうがいいのではないかと考えております。

以上です。

○森田座長 2点目はともかくとして、1点目については経済産業省から少しコメントいただけますか。

○畠山原子力政策課長 詳しくは整理してお答えさせていただきますけれども、個別の交渉でいえば、まさに事業者が先方の入札をし、実際、例えば独占的な交渉権を得れば、そこで当然政府との間で決めごとというものも出てくるので、それを相手国政府との関係で、これは場合によっては経済産業省がやりますし、あるいは外務省さんにそこをお願いするという形の形として進んでいく。

原子力委員会との関係では、フロントに必ずしも原子力委員会の方が出てきて交渉するとかということは基本的にはあまりないと思いますけれども、こういうプロジェクトで実際こんな協力を日本として考えているというのを原子力委員会にも御説明し、その上で、当然彼らからして、それが平和利用との関係はどうだろうかという視点でごらんになっているのかと思いますけれども、全体の協力について報告説明し、それを言ってみれば評価していただいているということだと私は認識しております、これはいずれにせよ、少し整理した形でお示ししたいと思います。

2点目について、新聞記事でというのは、確かに書き方がよくなかったと思うのですが、実際言っていることでも相手との関係でなかなか言えないことが多くございまして、そういう意味で新聞記事に出ている発言は、別に間違っていることが言われているわけではないのは確認しておりますけれども、そういう形となっておりますが、捉えられ方も余りよくないので書き方は気をつけます。ありがとうございます。

○森田座長 ほかにいかがでしょうか。

城山委員、どうぞ。

○城山委員 質問というかコメントというか意見ですけれども、きょうのお話を伺っていて、平和利用の担保とか、平和利用の番人とかといったことで、いろんな観点でいろんなことが含まれているので、それをきちっと整理して、どこがどういう形の機能を担うのかを整理することは必要だという感じを強く持ちました。

例えば平和利用の番人ということで先ほど文科省さんとのやりとりの中で、それこそ若干ノスタルジーもあるのではないかということも含めて言われましたけれども、全体像を見て対外的に発信していく。あるいは寺島委員も言われていたような、そういう全体像を見て発信する、あるいは何か聞かれたときに国際的に顔になる人みたいなレベルの話が一方であり、他方、具体的な話というのも他方、具体的な話も入ってくる。一つは保障措置のような話であり、法的にもきちんとしてオペレーショナルにやっているような活動があり、もう一つは、プルトニウムの管理の話、透明性の話はたびたび出てきましたが、あれもある種、法的基礎は余り明確ではないのではないかと思います。ただ、やっている活動としては極めてオペレーショナルな話ですね。事業者に淡々と現状を報告させて透明性を高めるというオペレーショナルなレベルの幾つかの話と、かなり全体を見て発信をしたり、国際的に顔になるという話、かなり違うので、そこはきちっと整理したほうがいいのかなという気がします。

もう一つは、省庁横断的機能と言ったとき、いろんな分野にあり得る、海洋、宇宙も含めてあり得るような話と、この分野で特に考えたほうがいいというので、多分きょう出てきたのは、サイクルの超長期と言うかどうかは別として、超長期化、専門性の高いのと、原賠法のように、特にああいうものを事故を踏まえて包括的に改正するようなことはしかるべきところでやってほしいという話がありましたが、このあたりも少し具体的などという役割が今後想定されるか、必ずしも過去の役割だけではなくて想定されるのかを含めて、

少し区分けをして、どういう機能を担ってもらうのか、そういう整理が必要なのかなという感じがしました。

以上です。

○森田座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

特になければ、私も座長ですけれども、一言だけ言わせていただきますと、きょうの御議論を伺っていて、この会議、次回がどういう形で議論を進めていくかということについては、第1回目のときに御承認いただいたと思いますけれども、最初に、原子力に関する機能を整理して、その機能の担い手としてどういう組織の形態がふさわしいのかという形で議論を進めていくということを御了承いただいたと思います。

その場合に、機能をどう考えるのかということで、これまでは原子力委員会が現在の法制のもとで担っている機能を列挙して、それが実際どのように果たされているのか、これはほかでどのように担えるのかというような御議論をいただいたと思いますけれども、きょうのお話を伺っている限りでいいますと、それがもちろんメインですが、それ以外にも原子力に関する機能、仕事というのはかなりあるような気がいたします。

簡単に言いますと、原子力本来の委員会が担っていたような機能に加えて、エネルギー関係の機能とどう調整していくかという分野。これは経産省のほうで御指摘になったところです。さらに言いますと、科学技術のほうも含めてどういう形で機能を考えていくのか、これは文科省が御指摘になったところで、先ほど吉岡委員から御指摘もありましたけれども、核融合であるとか、加速器の問題もそこで含めるのかどうかとか関連してくるでしょう。

さらに、外務省に関して言いますと、それは国際的な形で日本がどう代表していくのか。これは次元の違う機能かもしれませんが、そういうものがあるでしょうと。これが集合として重なるところに原子力があるわけですけれども、どこまでを機能として考えていくのかというのは、まず最初にある程度明確にしておく必要があるのではないかと考えております。

そして、いずれにしても、集合が重なり合う部分は原子力委員会のあり方として重要になってくると思うのですけれども、今度は行政組織の議論からいたしますと、いろいろこうした機能を各省の所管にきれいに分担をして、それぞれの各省が所管をきちっとお仕事をされている前提として予定調和的にうまくいくような仕組みになっていけば問題ないわけですけれども、古城委員が御指摘になったところだと思いますけれども、現実的には重複してくる。まして、相互に矛盾するようなことが出てくる。どうやって調整してくるかという、行政における調整の問題というのは大変厄介なことなのですけれども、もちろん最終的に高度な次元では内閣で調整することになりますけれども、そうではない場合にはどのような形で調整していくのか。

日本のお役所の場合には、基本的なやり方は相互調整で横にすり合わせをするというこ

とになりますけれども、関与する省庁が多くなってきた場合には、なかなか横のすり合わせというのはいまうまくいなくて、時間的なコストもかかってくるということになるかと思えます。

そのような場合には、調整する機関を設けて、そこで調整する。原子力委員会というのはそういう役割を期待されてきたと思うのですが、その場合には、要するに権限関係で最終的にどちらの判断が優先するののかというような問題が出てくると思えます。これは現実にはどちらが優先するということをきちんと決めることができるかどうかというのは、なかなか実務の関係として難しいところですが、きょうのお話でそれぞれの3省が最後のページに期待される役割を書かれていときに、例えば平和利用の番人として中立的で、かつ一定の権威を持った組織ということになりますと、最終的には原子力委員会の後継機関を含めてその機関の判断が優先することになるのか。

あるいは経産省の場合もそうですけれども、我が国の原子力政策の全体像とあわせて技術的・科学的な視点から国内外に発信する機能ということですが、発信機能はある意味で一元化した窓口なのかもしれませんけれども、原子力政策の全体像とあわせてというのは日本語としていろんな解釈があると思うのですが、全体像というのは誰がつくって決めるのかという問題であるとか、外務省のほうも同じような形で、専門的見地及び独立の立場から取り組むということが書かれていますが、そうした機能を果たするための組織のあり方として何が望ましいのか。これは私自身の問題関心といいますか、座長の立場から、これからの議論のとき、進めていく上で頭に置いておいていただきたいことですが、そういう問題関心からこれからの原子力委員会、これまでの原子力委員会あるいはそれが果たしてきた機能をどのように考えるかを御検討いただきたいと思えます。

きょうの場合は、その機能についても必ずしも原子力委員会だけではない、それ以外のときにも周辺的にかかわるところもありますので、それも含めてどのように考えていくかということで本日の議論は整理させていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

大臣、何かございますか。

○山本大臣 特にありません。貴重な御意見ありがとうございました。大変勉強になりました。次回もぜひ出席させていただきたいと思えます。

○森田座長 最後に私が長く話してしまいましたけれども、さらに加えて何か御発言があればお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、本日の議論は以上をしたいと思えます。きょう、3省から御報告いただきましたけれども、これについて追加の質問等がございましたら、また事務局宛てに提出していただければと思えますので、よろしくをお願いします。

特に御発言がなければ、本日の議題は以上ですので、これで終わりにさせていただきたいと思えます。

最後に、日程等につきまして事務局から御案内をお願いいたします。

○石井参事官 次回は9月2日の月曜日、13～15時に開催する予定でございます。

以上でございます。

○森田座長 どうもありがとうございました。